

## 公益財団法人旭川市スポーツ協会

### 適格請求書発行事業者登録番号（インボイス制度）について

令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度が開始されます。

適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を行ったのでお知らせします。

旭川市スポーツ協会の適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号

**T6450005000201**

#### ◎事業者の皆様へ

制度が開始される令和 5 年 10 月 1 日以降、当協会との各種業務委託及び物品納入などの契約（取引）に基づいた請求を行う際には、消費税の納税義務のある課税事業者（課税売上高が 1,000 万円を超える事業者などで簡易課税制度を選択している事業者を含む）については適格請求書（インボイス）を交付していただくようお願いいたします。

適格請求書（インボイス）を発行するためには、登録申請を行い「適格請求書発行事業者」になる必要があります。詳しくは国税庁のホームページ等をご確認ください。